

○田川広域水道企業団事務局本部契約事務規則

平成9年3月10日

規則第3号

改正 平成22年4月1日規則第1号

平成23年2月25日規則第1号

平成23年12月9日規則第2号

平成24年11月22日規則第1号

平成25年12月4日規則第1号

平成26年3月31日規則第1号

平成31年3月29日規則第16号

令和2年4月1日規則第1号

令和2年10月1日規則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札（第2条～第22条）

第2節 指名競争入札（第23条～第28条）

第3節 随意契約（第29条～第31条の2）

第3章 契約の締結（第32条～第46条）

第4章 検査（第47条～第55条）

第5章 補則（第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）事務局本部の契約に関する事務の取扱については、別に定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格）

第2条 企業長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、

被保佐人及び被補助人並びに未成年者をいう。)及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 企業長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 前2項に定めるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である法人は、競争入札に参加することができない。

（一般競争入札参加資格審査申請）

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、企業長があらかじめ指定する期間内に、特別の事由があるときは随時に、又は入札参加者の資格を必要によりその都度定める場合にあっては入札の公告において指定する期間内に、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）又は中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式に次の各号に掲げる書類を添えて企業長に申請しなければならない。

(1) 営業に必要となる許可、認可、登録等が確認できる書類

(2) 建設工事を施工する建設業者にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可証明書又は経営事項審査結果通知書

(3) 印鑑証明書

(4) 納税証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

(資格の審査及び名簿の作成)

第4条 企業長は、前条に規定する申請があったときは、申請者が一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、当該資格を有する者については競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 前項に規定する有資格者名簿の有効期間は、名簿に登載された日から1年以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに係る有資格者名簿の有効期間は、名簿に登載された日から2年以内とする。

(1) 建設工事及び建設工事附帯業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者のうち、田川市、川崎町、糸田町及び福智町に営業所を有しない者

(2) 物品の購入その他の契約に係る競争入札に参加しようとする者

(一般競争入札の公告)

第5条 企業長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、入札の日前10日までに次の各号に掲げる事項を掲示その他の方法により公告する。ただし、特別の理由があるときは、入札の日前5日までにすることがある。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者の資格

(3) 入札に必要な書類を示すべき場所

(4) 入札及び開札の日時及び場所

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) 最低制限価格を設けたときは、その旨（第20条第1項に定める場合を含む。）

(7) その他必要な事項

2 建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る入札の公告の期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間によらなければならない。

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者の納付すべき入札保証金の額は、その者が入札書に記載しようとする金額の100分の5以上とし、入札前に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と過去2年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらを全て誠実に履行しており、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 第4条第1項の規定により有資格者名簿に登載された者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、その価値は当該各号に定めるところによる。
- (1) 国債又は地方債 額面金額
 - (2) 廃止前の日本国有鉄道及び解散前の日本電信電話公社が発行した債券その他の政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
 - (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - (4) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額
- 3 前項第3号に定める小切手を入札保証金に代わる担保として提供した場合において、入札が終わる前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、その取り立てを企業出納員に連絡しなければならない。
- 4 企業長は、第1項第2号又は第3号の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないとき、又は第11条第2項により契約を締結しないときは、落札金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の5に相当する違約金を徴収するものとする。
- （入札保証金の還付等）
- 第7条 入札保証金は、入札が終わったとき、又は企業団の都合により入札を中止したときに還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することがある。
- 2 入札保証金は、入札を延期し、又は停止したときは還付することがある。
- 3 落札者が納付した入札保証金は、第1項ただし書の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。
- （入札）

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書（見積書）（様式第2号）に必要な

事項を記入し、記名押印の上、所定の時間内に入札しなければならない。

2 代理人によって入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(入札場所への立入り)

第9条 入札関係者以外の者は、入札執行の場所に立ち入ることができない。

(入札の拒絶)

第10条 企業長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあると認められる者の入札を拒絶するものとする。

(無効の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金が所定の額に達しないもの
- (4) 入札保証金を納めていない者が入札したもの（第6条第1項ただし書により入札保証金を免除したもの及び同条第2項により担保の提供をもって代えたものは除く。）
- (5) 委任状を提出しない代理人が入札したもの
- (6) 提出することが求められる積算総括表その他の資料を提出しない者又は不備のある資料を提出した者が入札したもの
- (7) 入札者の記名押印がなく、入札者が判明できないもの
- (8) 金額を訂正したもの又は金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明確であるもの
- (10) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (11) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (12) 再度入札において、前回の提示金額と同額又はそれ以上の金額を提示したもの
- (13) その他入札に関する条件に違反したもの
- (14) 企業長が別に定める指名停止の措置に基づく指名停止期間中の者が入札したもの

2 落札者の決定から契約締結までの間に、前項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(入札執行の延期、停止及び中止)

第12条 企業長は、不正入札があると認めるとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中

止することがある。

(設計付入札及び見本入札)

第13条 設計付入札においては設計及び入札金額により、見本による入札においては見本及び入札金額により落札者を定める。

(予定価格)

第14条 地方自治法第234条第3項に規定する予定価格は、当該入札に付する事項に関する仕様書、設計書等に基づき決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の規定により決定した価格を記載した予定価格書(建設工事に係るものにあつては、様式第2号の2によるものとする。)を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。ただし、予定価格を入札前に公表するときは、この限りではない。

3 前項の予定価格書は、落札者となるべきものがないときは、開示することができない。

(予定価格の決定方法)

第15条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して製造、修理、加工、売買、供給、使用及び貸付等に係る契約にあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第16条 開札は、所定の日時及び場所において、入札者の面前でこれを行うものとし、入札者が立ち会わないときは、企業長が指定した2人以上の企業団職員を立ち会わせるものとする。

(再度入札における入札保証金)

第17条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の8第4項に規定する再度入札の場合においては、第11条第1項第3号の規定を適用しない。

(落札者の決定通知)

第18条 落札者が決定したときは、口頭又は書面で当該落札者に通知する。

(契約保証金の納付)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から契約のときまでに契約保証金を納付しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約保証金を納付しないときは、その者は契約を締結

しないものとみなす。

(最低制限価格)

第20条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設けようとするときは、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費の割合その他の条件を考慮し、予定価格に100分の75から100分の92までの割合を乗じて得た額の範囲において適正に定めなければならない。

2 最低制限価格に係る前項の規定にかかわらず、当該工事の内容その他必要に応じ、別に最低制限価格を設けることがある。この場合においては、その旨を入札に参加しようとする者に、あらかじめ通知しなければならない。

3 第14条及び第15条の規定は、一般競争入札により工事若しくは製造の請負又は業務委託の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ最低制限価格を定めるときに準用する。

(最低価格の入札者を落札者とし不在する場合の通知)

第21条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において（最低制限価格を設けたときを除く。）、令第167条の10第1項の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者としたときは、最低価格で入札した者を落札者とし不在理由を速やかにその者に通知しなければならない。

(建設工事に係る入札参加者の審査等)

第22条 建設工事に係る一般競争入札に関する第4条第1項並びに指名競争入札に関する第25条及び第26条に規定する事務の処理については、別に定めるところにより設置する田川広域水道企業団建設業者指名委員会の調査及び審議を経て企業長が決定するものとする。

2 企業長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他企業長が定める契約について、あらかじめ、種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その基本となる事項並びに申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第23条 第2条の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(指名競争入札参加資格審査申請)

第24条 第3条の規定は、指名競争入札に参加しようとする者にこれを準用する。この場合において、同条中「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札に」と、「一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)」とあるのは「指名競争入札参加資格審査申請書(様式第3号)」と読み替えるものとする。

(資格の審査及び名簿の作成)

第25条 第4条の規定は、指名競争入札の参加資格の審査及び名簿の作成について準用する。この場合において、同条第1項の規定により一般競争入札の有資格者名簿に登載されている者については、指名競争入札の有資格者名簿に登載されているものとする。

- 2 前項の指名競争入札の有資格者は、各構成団体において関係規定に基づいて審査ののち、「指名競争入札の有資格者」として名簿に登載された者を以て本企業団の有資格者とみなす。

(入札参加者の指名)

第26条 企業長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、次項に定める場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから、企業長が定める指名基準に基づいて、なるべく3人以上の入札参加者を指名するものとする。

- 2 企業長は、当該契約の性質により、あらかじめ、第23条の規定による指名競争入札の参加者の資格を定めていない場合又は必要に応じその都度指名競争入札の参加者の資格を定めた場合は、次の各号に掲げるもののうち、必要と認める事項を入札参加申請の受付開始の日前10日までに公告し、申請者のうちから入札者を指名する。

- (1) 目的物
- (2) 指名競争入札に付する目的
- (3) 指名競争入札に参加する者に必要な資格
- (4) 指名競争入札参加申請の受付期限
- (5) その他必要な事項

- 3 前2項に規定する指名は、入札指名通知書(様式第4号)により行うものとする。

第27条 削除

(指名競争入札の入札保証金等)

第28条 第6条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(随意契約の範囲)

第29条 令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない額の契約については、随意契約によることができる。

契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(準用規定)

第30条 第14条第1項、第15条、第18条及び第19条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。ただし、次条第1項ただし書に該当する場合は、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(見積書)

第31条 随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に該当するものに係る契約については、見積書を徴さないことができる。

- (1) 新聞、定期刊行物、例規等の追録
- (2) 価格、送料等が表示されている書籍類
- (3) 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なるもの
- (4) 既にされた単価契約に基づくもの
- (5) 法令により価格が定められているもの

2 前項本文の規定により見積書を徴する場合において、契約の性質又は目的により次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴する者を1人とすることができる。

- (1) 1件の予定価格が5万円以下の契約をしようとするとき。
- (2) 2人以上から見積書を徴することが適当でないとき。

3 第1項本文の規定により見積書を徴する場合において、生産品、即売品又はせり売りにより購入した物品についてはその取扱いをした職員の証明書、委託販売又は法令等に基づき供出したものについては委託者又は取扱団体が発した精算書、官公署との契約又は電気、ガス等の供給に係る契約については、その官公署又は供給者が発した価格表示の書類、計算書等をもって見積書に代えることができる。

(その他随意契約できる場合の手続)

第31条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により、規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約状況について公表すること。

第3章 契約の締結

(契約保証金)

第32条 令第167条の16第1項の規定により企業団と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上とし、契約の締結前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と過去2年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、建設工事に係るものにあつては、契約金額300万円未満のものに限る。
- (4) 公有財産の売払いの契約において、令第169条の7第2項の規定により確実な担保を徴して売払代金の延納の特約をしたとき。
- (5) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 前号に掲げる場合を除き、企業団の事務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑

定、評価、訴訟等を随意契約により委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(9) 資金を貸し付ける契約、預金契約、寄附に係る契約、運送契約又は雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

2 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、その価値は当該各号に定めるところによる。

(1) 第6条第2項各号に掲げるもの。 当該各号に定めるところによる。

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 その保証する金額

3 第6条第3項の規定は、契約保証金について準用する。

4 契約内容の変更により契約金額に増額が生じたときは、変更後の契約金額に相当する契約保証金と納付済みの契約保証金との差額を追加して納付させなければならない。ただし、契約金額の増額が当初契約金額の3割未満のときは、追加納付を免除することができる。

（契約保証金の還付又は帰属）

第33条 契約保証金は、契約の履行後還付する。ただし、財産の売払いの契約において、契約保証金を買受代金に充当することにより買受代金が完納されることとなる場合においては、契約保証金を買受代金に充当することがある。

2 契約保証金は、第42条第1項の規定により違約金を徴収する場合においては、その違約金に相当する額はその違約金に充当し、違約金を超える部分は、企業団に帰属する。

（保証人）

第34条 企業長は、契約の締結に際して当該契約の性質又は目的により必要と認める場合は、契約の相手方に保証人を立てさせることができる。この場合において、保証人の資格については、その都度企業長が定める。

2 前項の保証人は、その契約から生ずる一切の債務の履行を保証しなければならない。

（契約書の作成）

第35条 契約を締結する場合は、次に掲げる事項を記載した契約書（物品購入に係るものにあつては様式第5号、建設工事に係るものにあつては様式第6号によるものとする。）及び契約に必要な書類を作成し、契約の相手方とともに記名押印の上、各1通を保持しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認められる事項については、省略することができる。

(1) 契約の目的

- (2) 契約金額
- (3) 契約の履行期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任（契約に適合しないものに対する責任をいう。以下同じ。）
- (11) 支給材料又は貸与品の保管責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要な事項

（契約書作成の期限）

第36条 前条に定める契約書は、落札者の決定通知をした後7日以内に作成しなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合においては、その期間を延長することができる。

（契約書作成の省略）

第37条 第35条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が、50万円を超えない指名競争入札による契約又は随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納し、直ちにその物品を引き取るとき。
- (4) 第31条第1項ただし書に該当するとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書（物品購入に係るものにあつては様式第7号、建設工事に係るものにあつては様式第8号によるものとする。）を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、契約不適合責任の期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、契約金額が5万円以下の随意契約をするとき及び第1項第2号から第4号までに該当するときは、請書の作成を省略することができる。

4 前3項の規定は、不動産の売買又は貸借においては適用しない。

(契約の変更)

第38条 契約の相手方から、天災事変その他やむを得ない理由により、これを証明する書類を添えて履行期限の延長の申出があったときは、その事実を審査し、契約を変更することがある。

2 企業長は、企業団の都合により必要があると認めるときは、契約の相手方の同意を得て契約の内容及び期間の変更並びに一時停止をすることがある。

3 前2項の規定により契約を変更しようとする場合は、変更請負契約書(様式第9号)を作成し、契約を締結しなければならない。

4 第2項の規定により設計変更をした場合は、当初設計金額に対する契約金額の割合に応じて契約金額を変更するものとする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。

(契約の解除)

第39条 次の各号の一に該当するときは、企業長は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約を履行しないとき、又は契約期限内に履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の履行の着手を遷延したとき。

(3) 契約の締結後その入札に関し不正行為のあったことが判明したとき。

(4) 契約の履行に当たって、契約者若しくはその代理人又はその使用人が契約事務の担当者若しくは監督者の指示又は監督に従わないとき。

(5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認められるとき、又はこの規則若しくは当該契約条項等に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損失が生じても、企業長は、補償の責めを負わないものとする。ただし、その履行部分に対しては、相当と認める金額を支払うことがある。

3 企業長は、第1項の規定によるもののほか、企業団の都合により必要と認める場合は、契約の相手方の同意を得て契約の全部又は一部を解除することがある。

4 前項の規定により契約を解除した場合においては、その履行部分に対しては、相当と認める金額を支払うものとする。

(必要書類の提出)

第40条 工事、製造その他の請負契約の相手方は、契約締結の日から5日以内に内訳明細書、工程表その他必要書類を、工事に着手したときはその翌日までに工事着手届(様式第

10号)を企業長に提出しなければならない。ただし、企業長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(指示及び監督)

第41条 契約の相手方は、契約上の義務の履行について企業長の指定する職員の指示及び監督に従わなければならない。

(違約金)

第42条 契約の相手方の責めに帰すべき理由により、企業長が契約を解除した場合においては、違約金として契約金額の100分の10以上に相当する額を請求することができる。

2 前項に規定する違約金は、損害賠償の請求を妨げない。

(遅滞損害金)

第43条 契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約の期限内に義務を履行できない場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、物品の購入に関するものにあつては遅延日数に応じ未納部分の代金の1,000分の1以上に相当する額、その他の契約にあつては遅延日数に応じ契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率以上の割合を乗じて得た額に相当する額の遅滞損害金を徴収する。ただし、天災事変その他特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することがある。

2 前項本文の場合において、契約期限内に第54条第2項の規定による目的物の部分引渡しを受けているもの又は第55条の規定による部分使用をしているものがあるときは、その相当額を契約金額から控除して遅滞損害金を徴収する。

(損害金の徴収方法)

第44条 前2条に規定する違約金及び遅滞損害金の徴収については、契約の相手方又は保証人に対する契約代金その他の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを追徴する。

(前金払)

第44条の2 令第163条第3号の規定に該当するものとして前金払をする場合は、契約の相手方は、企業長が確実と認める連帯保証人を立てなければならない。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 令附則第7条の規定により前金払をする場合は、契約金額が300万円以上の契約に限るものとする。

3 前項の前金払を受けようとする者は、契約締結の日(契約の履行期間が複数年度にわた

る契約において、初年度以外の年度に請求する場合は、当該年度の初日）から30日以内に、保証事業会社の保証書を添えて請求しなければならない。

4 第2項の前金払の額は、契約金額の40パーセント以内とし、支払限度額は、5,000万円とする。この場合において、前金払の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 当該契約を解除し、又は保証事業会社が保証契約を解除したときは、直ちに前払金を返還しなければならない。

（中間前金払）

第44条の3 前条第2項から第4項までの規定により前金払を行った契約については、契約金額の100分の20を超えない範囲内で、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

2 前項の規定により中間前金払を受けようとする者は、保証事業会社の保証書を添えて請求しなければならない。

3 前条第5項の規定は、中間前金払について準用する。この場合において、同項中「前払金」とあるのは「中間前払金」と読み替えるものとする。

（部分払の特約）

第45条 企業長は、契約の履行の完了前に代価の部分払をすることがある。

2 前項に規定する部分払の額は、次の各号に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 工事又は製造の請負については、その既済部分に対する代価に相当する額の10分の8以内（第54条第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、引渡しを受けた部分に対し、第55条の規定により部分使用をした場合は、その使用部分に対し、その代価の全額まで）、物件の買入れについては、その既納部分に対する代価を超えない額

(2) 前条の規定により前金払をしたときは、前号の規定により算出した額の契約金額に対する割合を前払金の額に乗じて得た額を、同号の規定により算出した額から差引いた額

3 第1項の部分払は、既済部分が全体の10分の3を超えるものにつきこれを適用し、工事の請負にあつては企業長が定めた保険金額及び期間によって、企業団を受取人とする火災保険等に参加しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 工事の請負については、既済部分に対する部分払をする場合の支払回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えることができない。

- (1) 100万円以上1,000万円以下 1回
- (2) 1,000万円超5,000万円以下 2回
- (3) 5,000万円超1億円以下 3回
- (4) 1億円超 3回に、5,000万円又は5,000万円以内の端数を増すごとに、1回を加えた回数

5 工事請負の場合における部分払の請求は、出来高払請求書（様式第11号）によるものとする。

（債務の履行について行う監督）

第46条 債務の履行について行う監督は、立会い又は指示によるほか必要に応じて工程の管理、工事又は製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法によって行う。

第4章 検査

（完了の届出の義務）

第47条 契約の相手方は、契約の履行を完了したときは、直ちにその旨を届け出（工事請負契約については、工事完成届（様式第12号）による。）なければならない。

（検査員）

第48条 地方自治法第234条の2第1項の検査は、企業長の命ずる検査員が行う。

（検査）

第49条 前条の規定により企業長の命ずる検査員（以下「検査担当職員」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときにこれを行う。

- (1) 工事又は製造が完了したとき。
- (2) 工事又は製造の部分払を必要とするとき。
- (3) 物品の納入又は業務委託が完了したとき。
- (4) その他必要と認めるとき。

2 前項の検査に合格しないときは、検査担当職員の指示又は企業長が提示する指示書（様式第13号）に従い、契約の相手方は代品納入、補強若しくは取壊し、取替え又は補修等を行わなければならない。この場合において、これに要する費用は、当該契約の相手方の負担とする。

3 前項の規定により代品の納入等を指示に従い終了したときは、直ちに終了届（様式第14号）を提出しなければならない。

4 前項の終了届を受理したときは、7日以内に検査担当職員が再検査を行う。

（企業出納員への通知）

第50条 検査を行う場合において、次に掲げるものについては、企業長は、あらかじめ日時、場所その他必要な事項を企業出納員に通知するものとする。

(1) 工事若しくは製造の請負又は修繕で、契約金額が500万円以上のもの

(2) 物品の購入又は業務委託で1契約100万円以上のもの

2 企業出納員は、前項の規定により通知を受けたときは、当該支出負担行為に関する確認を行うため、必要があるときは、検査に立ち会うことができる。

(立会い)

第51条 検査を行うときは、契約の相手方及び立会人の立会いによって行わなければならない。ただし、契約の相手方が立ち会わないときは、欠席のまま検査するものとする。この場合においては、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

2 立会人は、事務局長が所属職員の中から指名しなければならない。

(検査の内容)

第52条 第49条第1項の規定による検査は、令第167条の15第2項の規定に基づいて、破壊若しくは分解又は試験検査によってこれを行うものとする。これに要する費用は、当該契約の相手方の負担とし、企業長の指示する期間内に原状に復さなければならない。

2 第49条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により破壊等を行った部分の原状回復が終了したときに準用する。

(完了承認通知)

第53条 検査担当職員は、前条の規定による検査を終了したときは、企業長に報告し、口頭又は完了承認通知書（様式第15号）により契約の相手方に通知するものとする。

(目的物の受渡し)

第54条 契約の目的物の受渡しは、検査終了後受渡書（様式第16号）により企業長が指定する職員がこれを行うものとする。

2 企業長は、契約の履行の完了前であっても、契約の目的物がその性質上可分のもので特に必要があると認める場合は、その一部分について検査を行い、合格と認めるときは、契約の相手方からその合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができる。

3 工事以外の請負契約又は動産の買入れにあつては、契約の目的物に僅少の不備の点があつても使用上支障がないと認めるときは、その相当額を減価して採用することがある。

(部分使用)

第55条 工事の一部が完成した場合において、必要と認めるときは、その部分の検査をして合格と認められるときは、その合格部分の全部又は一部を契約の相手方の同意を得て使

用することができる。

第5章 補則

(規定外の事項等)

第56条 この規則に定めのない事項又はこの規則の規定により難い事項については、必要に応じ企業長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年2月25日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の田川地区水道企業団契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後の契約事務について適用し、同日前の契約事務については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月9日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の田川地区水道企業団契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後の契約事務について適用し、同日前の契約事務については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年11月22日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月4日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の田川地区水道企業団契約事務規則にかかわらず、この規則の施行の日前に企業長が入札参加確認又は入札指名を通知した入札案件は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則（平成31年3月29日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

以下、様式略